

「園芸施設共済損害認定準則の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

○パブリックコメントにおける御意見の概要及びそれに対する考え方

御質問・御意見	回答
新設する第1第2項の「原形を失った」の範囲は何でしょうか。「原形を失った」の語については、法令上は火薬類取締法施行規則第87条第4号に用例があるのみですが、火薬類に関して言及したものであり、施設について「原形を失った」ことの判断基準の先例になるとは思えません。第1第1項に対して大きな例外を作る改正であることから、その条件となる「原形を失った」については、その具体的な基準が明らかになるよう明確に記載するべきです。 また、画像による確認を行う場合、当該画像が改ざんされていないことについて適切な確認を行うべきであり、その点も明確に定めるべきです。改ざんがされていないことを担保できないような例外を作るのは、制度の公平性を損なうものであり、適切ではありません。	「原形を失った」という用語については、運用に際して特段の支障はないものと考えていますが、いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。 また、組合が指示する方法での撮影、撮影年月日の記録された画像の使用等によって、画像の改ざん等の不正の防止を行う考えです。